

命 令 書

申 立 人 X 1 労働組合

同 X 2 労働組合

被申立人 有限会社 Y 1

上記当事者間の福井労委平成19年(不)第1号〇〇〇不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成20年1月22日開催の第506回公益委員会議において、会長公益委員野村直之、公益委員円居愛一郎、同高田洋子、同湯川勢津子、同中山義壽が出席し、合議のうえ、次のとおり命令する。

主 文

被申立人有限会社 Y 1 は、申立人 X 1 労働組合、同 X 2 労働組合および Z 1 労働組合から平成19年10月15日付けで申入れのあった第2回団体交渉に、速やかに誠意をもって応じなければならない。

理 由

第1 事件の概要等

1 事件の概要

本件は、被申立人有限会社 Y 1 が、申立人 X 1 労働組合、同 X 2 労働組合お

よびZ 1労働組合の申し入れた第2回団体交渉に誠実に応じず、これを拒否したことが労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

2 請求する救済内容

申立人らが請求する救済内容は、第2回団体交渉の応諾である。

第2 当事者の主張

1 申立人らの主張

平成19年10月15日の有限会社Y 1代表取締役BのX 1労働組合執行委員長Aに対する言動、同月16日のBによる第2回団体交渉申入れ書の返送は、正当な理由がなく団体交渉を拒否するものであり、このことは不当労働行為に該当する。

2 被申立人の主張

X 1労働組合は、既に解雇され、有限会社Y 1の従業員でなくなったAが結成した労働組合であり、また誰が組合員か分からない労働組合なので、労働組合としては認められない。それ故、団体交渉には応じない。また、他の組織を利用した団体交渉は拒否する。

第3 認定した事実

1 当事者

(1) X 1労働組合は、平成19年10月6日に従業員によって結成され、本件審問終結時における組合員数は8名である。X 1労働組合に加入した者は、X 2労働組合にも加入している。

(2) 有限会社Y 1は、昭和61年に設立された有限会社であり、肩書地に本店を置き、〇〇市に営業所を有している。一般貨物自動車運送事業を主たる業としており、本件審問終結時における従業員数は約16名である。

2 本件申立てに至るまでの経過

- (1) 平成19年10月6日、Aをはじめとする有限会社Y1の従業員4名によってX1労働組合が結成され、執行委員長にAが選任された。
- (2) 平成19年10月9日、X1労働組合の結成通知書、ならびにAに対する降車処分の撤回その他を要求項目とするX1労働組合、X2労働組合およびZ1労働組合の共同の第1回団体交渉申入れ書をAがBに手渡した。その場で、BはAを口頭により解雇した。
- (3) 平成19年10月12日、X1労働組合からはAおよび組合員のC、X2労働組合からは執行委員長ら3名ならびにZ1労働組合からは議長が、他方有限会社Y1からはBが出席して第1回団体交渉が開催された。席上、Bは、有限会社Y1が認めた労働組合でなければ認めないという理由で、X1労働組合は認めない、団体交渉ではなく個人として出席した旨発言した。
- (4) 平成19年10月15日、Aに対する解雇の撤回その他を要求項目とするX1労働組合、X2労働組合およびZ1労働組合の共同の第2回団体交渉申入れ書をAがBに手渡した。Bは、受取りを一度拒否した後に、同書を送り返す旨発言して受け取った。

平成19年10月16日、BからX2労働組合あてに郵便で第2回団体交渉申入れ書が返送された。同郵便には、今回の団体交渉の申入れに関してはZ1労働組合とは何ら関係がなく、以後このような行為をとらないでほしい旨記載したZ1労働組合あての通知文が同封されていた。

以上のとおり、X1労働組合、X2労働組合およびZ1労働組合は第2回団体交渉の申入れをし、有限会社Y1は当該団体交渉を拒否した。

- (5) 平成19年10月19日、申立人らは、当委員会に本件不当労働行為救済申立てを行った。

第4 当委員会の判断

1 第2回団体交渉拒否の正当理由の有無

(1) 解雇されて有限会社Y1の従業員でなくなったAが結成したX1労働組合は認められないので、団体交渉には応じないとの主張について

BがAに対して解雇の意思を伝えたのは、平成19年10月6日に組合が結成された後の同月9日であるから、同主張には理由がない。

なお、付言するに、労働組合法においては、使用者のもとに使用従属の關係に立ち、賃金、給料その他の報酬によって生活することを本体とする者である限り、現に特定の使用者のもとに使用されている者でなくても、労働者であることを妨げず、解雇された者も労働組合を結成し得るものと解される。また、解雇された者が現に解雇の効力を争っている場合には、労働關係は消滅せず、雇用關係の消滅を理由とする団体交渉の拒否は不当労働行為を構成する。

したがって、Aの解雇云々を理由として労働組合を拒否することには正当性は存在しない。

(2) 誰が組合員か分からない労働組合は認められないので、団体交渉には応じないとの主張について

労働組合にとって団結権はその存立にかかわる枢要な権利であるからこれを完全な形で保障する必要がある。そのため労働組合は使用者に対し組合員名を明示する義務を負わないと解される。したがって、労働組合加入の従業員の氏名が使用者に対し明示されていなくとも、1名以上の従業員が加入していることが明らかであれば、組合員名の非開示を理由に使用者が労働組合からの団体交渉の申入れを拒否することは許されない。

本件では、AやCがX1労働組合に加入していることは既に明らかにされていたのであるから、組合加入の他の従業員名が明らかにされていないからといって、これを理由に第2回団体交渉申入れを拒否した有限会社Y1の対応に正当な理由があるとは認められない。

(3) 他の組織を利用した団体交渉は拒否するとの主張について

組合員はX 2労働組合にも個人加入しており、Z 1労働組合はX 2労働組合の上部団体である。したがって、X 2労働組合およびZ 1労働組合はいずれも固有の団体交渉権を有しており、これに基づいて有限会社Y 1に対し団体交渉を申し入れた場合には、有限会社Y 1はこれを拒否することはできない。

また、上記団体の性格、関係に加え、X 1労働組合、X 2労働組合およびZ 1労働組合が、平成19年10月9日に共同で第1回団体交渉を申し入れ、同月12日の団体交渉には共に組合側として出席していることに徴すれば、三者の間において複数の労働組合相互間において統一された意思決定のもとに統一した行動をとることができる団結の条件、すなわち、統一意思と統制力が確立されていることは明らかである。

したがって、X 2労働組合およびZ 1労働組合がX 1労働組合と共同で団体交渉の申入れをなし得ることに何らの問題もなく、有限会社Y 1が、X 1労働組合、X 2労働組合およびZ 1労働組合の共同交渉の形態による団体交渉の申入れであることを理由として、第2回団体交渉を拒否することには、正当な理由がない。

2 結 論

平成19年10月15日のBのAに対する言動、同月16日のBによる第2回団体交渉申入れ書の返送は、上記1のとおり正当な理由がなく団体交渉を拒否するものであって、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

第5 救済の方法

第2回団体交渉の拒否に対する救済については、主文のとおり、被申立人に対し速やかに誠意をもって応じるよう命ずるのが相当である。

第6 法律上の根拠

以上の認定した事実および判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12および労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

平成20年1月22日

福井県労働委員会

会 長 野 村 直 之 ⑩